

## 橿原市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月30日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	山口宣恭
橿原市監査委員	竹田のぶや

### 財政援助団体等監査の結果報告について

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象団体

橿原商工会議所

##### 2 対象事務

令和元年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

#### 第2 団体の概要

橿原商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、昭和36年8月に橿原市商工会として発足し、平成4年4月に商工会議所法に基づき、地域総合経済団体として設立された法人である。

商工会議所は、地域性（地域を基盤としている。）、総合性（会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される。）、公共性（公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持っている。）及び国際性（世界各国に商工会議所が組織されている。）という4つの特徴を持ち、業種、業態、規模の大小を問わず地区内の全ての商工業者の利益を図るとともに、地域経済の振興・発展や社会福祉の増進に資することを目的として事業を行っている。

商工会議所の実施事業は、次に掲げるとおりであり、令和元年度の人員体制は、市派遣職員2人、専任職員10人並びに嘱託職員及び臨時職員4人の計16人である。

(1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること

- (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと
- (5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること
- (8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催の斡旋を行うこと
- (11) 商事取引に関する仲介又は斡旋を行うこと
- (12) 商事取引の紛争に関する斡旋、調停又は仲裁を行うこと
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと
- (18) 国際親善の増進を図ること
- (19) 外国人技能実習生の受入れに関する事業を行うこと
- (20) その他商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと

### 第3 檀原市からの財政的援助

檀原市は、令和元年度に、檀原商工会議所運営補助金18,301,000円及び商工業活性化事業（販路拡大支援事業、創業支援事業、地域経済活性化事業、経営力向上支援事業）補助金32,640,000円を商工会議所に交付している。

### 第4 監査の期間

令和2年11月18日から令和3年1月26日まで

### 第5 監査に当たった監査委員

久保田 幸治

山口 宣恭

松木 雅徳（令和3年2月10日退任）

### 第6 監査の着眼点

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

## 第7 監査の実施内容

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行について、商工会議所並びに市所管課である魅力創造部地域振興課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について点検又は確認を行うことにより、監査を実施した。

## 第8 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、令和元年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行については、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項はなく、また、事務処理の誤謬その他の注意すべき事項もなかった。